

全社的福利厚生事業のご案内

1. 住宅資金融資事業（正職員のみ）

- ・ 職員が所有しかつ居住するための住宅（土地を含む）を、取得または保全するために資金借入れを希望する場合は、優遇金利による融資が受けられる。
（株）三菱東京 UFJ 銀行、（株）みずほ銀行、（株）三井住友銀行、

2. 自動車保険事業

- ・ 日本赤十字社が損害保険会社と団体扱契約を締結することにより、割安な保険料で補償を得ることが可能となる。
- ・ 現行割引率 20%
あいおい損害保険(株)、(株)損保ジャパン、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)
- ・ 日赤振興会に「連絡票」を F A X する。

3. 住宅等斡旋事業（正職員のみ）

- ・ 本社と契約した不動産会社及び大手ハウスメーカーの住宅について、割引価格で住宅等が購入できる。

4. 慶弔見舞金事業

- ・ 結婚祝金、出産祝金、病気見舞金、死亡弔慰金など

5. 永年勤続記念品事業（正職員のみ）

- ・ 勤続 10 年目、20 年目（特休 3 日以内）、30 年目（特休 5 日以内）の方に原則として毎年 5 月に旅行券を贈呈する。

6. 人間ドック受診補助事業

- ・ 受診料の 2 分の 1 の額を補助する。（補助上限額：30,000 円）
- ・ 利用回数は、職員 1 人につき年 1 回で、赤十字病院以外の医療機関も補助対象医療機関とする。

7. 高齢者等介護補助事業

- ・ 職員が同居して全般的又は全面的に介護している高齢者又は障害者（要介護 3 以上の者）が、利用した介護サービスの利用者負担額の一部を補助する。
- ・ 補助額は、高齢者・障害者 1 名につき年額 60,000 円までとする。

8. 自己啓発補助事業（正職員のみ）

- ・ 厚生労働省の教育訓練給付制度の指定講座で、施設長が業務遂行上必要と認めた講座
- ・ 施設長が業務上必要と認め、本社人事部長が承認した講座
- ・ 年 1 回 1 講座で受講費用の 2 分の 1 を補助する。（補助上限額：50,000 円）

9. ガソリン割引事業

- ・ 本社と契約したガソリン販売会社に会員カードの発行を申請する。（旧 ENEOS）